平成２２年（フ）第５３１３号
埼玉県草加市栄町１丁目８―12―503
債務者　松永　英路
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春日井太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３１６号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11―14―302
債務者　宮岡　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新保　雄司
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３１９号
東京都杉並区松ノ木２丁目11―１―301
債務者　木村　隆彦
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽厚太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３３４号
千葉県市川市湊新田２丁目６―11―204
債務者　八木　貞光
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木ノ切隆行
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５４４号
東京都大田区西六郷４丁目33―４
債務者　岩渕誠二郎（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛田　　博
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６３４号
東京都江東区東雲１丁目１―７―206
債務者　永幡　信介
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　修一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０６５号
神奈川県川崎市多摩区登戸811―８
債務者　志村　愛美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　知己
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１１９号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番６―807号
債務者　高比良祐子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２３号
大阪府高槻市塚原４丁目28番３号
債務者　岡崎　保江
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８６号
大阪府東大阪市下小阪５丁目15番８号　エストヴェルジュ203号
債務者　中村　由美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９４号
大阪市北区中津１丁目15番27号　曙ビル307号室
債務者　田中美知雄
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１３号
大阪府豊中市三和町３丁目７番15―105号
債務者　松永　順子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１９号
大阪府豊中市大島町１丁目12番３号
債務者　石川　　満
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２１号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番49―204号
債務者　乙野　照美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１号
大阪府松原市小川５丁目６番９　スターパレスしおの206号
債務者　今西　正人
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４６号
大阪府松原市一津屋３丁目７番32―108号
債務者　ミルキーウェイこと平松建設興業こと　平松　孝三
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係